

別紙

(表)

誓約書

伊佐市長

様

私は、伊佐市移住支援事業補助金の申請にあたり、下記の事項について誓約いたします。

記

1 確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※1

(1)別記1「補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する。		B. 誓約しない。
(2)別記2「住民基本台帳情報の取得について」に記載された内容について ※2		A. 同意する。		B. 同意しない。
(3)別記3「補助金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について ※2		A. 同意する。		B. 同意しない。
(4)申請日から5年以上継続して、伊佐市に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある。		B. 意思がない。
(5)（就業の場合のみ） 就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係		A. 3親等内の親族に該当しない。		B. 3親等内の親族に該当する。
(6)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない ※2		A. 誓約する		B. 誓約しない

※1 各確認事項のBに○を付けた場合は、補助金の交付対象となりません。

※2 「世帯」で申請する場合は、別紙において、(2)、(3)及び(6)の事項について、同時に移住した家族の確認が必要です。

(裏)

(別記1) 補助金の交付申請に関する誓約事項

1 立入検査等について

補助金に関する立入検査等について、伊佐市から求められた場合には、これに応じます。

2 補助金の返還について

次の場合には、伊佐市移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全部又は一部を返還します。

- (1) 提出した書類に偽りその他不正がある場合又は本市での居住若しくは就業の実態がないことが明らかになった場合：全額
- (2) 補助金の申請日から3年未満に本市外に住民票を異動した場合：全額
- (3) 補助金の申請日から3年以上5年以内に本市外に住民票を異動した場合：半額
- (4) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- (5) 県起業支援金の交付の決定を取り消された場合：全額
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が補助金を返還させることが適当と認める場合：市長が別に定める額

(別記2) 住民基本台帳情報の取得について

伊佐市は、補助金の交付及び返還等に必要な範囲で、申請者及び申請者が属する世帯の他の世帯員の住民基本台帳を取得することがあります。

(別記3) 補助金に係る個人情報の取扱い

伊佐市が、補助金の交付及び返還に際して得た個人情報について、伊佐市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用することや、当該個人情報について、鹿児島県及び他の都道府県並びに鹿児島県内の各市町村において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国及び都道府県並びに他の市区町村に提供し、又は提供を受ける場合があります。

年 月 日

住所： _____

氏名： _____ ㊟